別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和３年度　豊島区収納対策本部　第１回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和３年５月 21 日（金）午前 10 時 ～10 時 46 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>庁議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>１．令和３年度　収納対策本部の年間スケジュール
２．令和３年度　私債権等管理支援事業について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　　員</td><td>会計管理室長（部会長）、子ども家庭部長（副部会長）、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、会計課長、収納推進担当課長心得</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出された資料</td><td>資料１　令和３年度収納対策本部の年間スケジュール
資料２　本部・部会員名簿
資料３　私債権等管理支援事業の業務委託に係る事前調査結果
資料４　私債権等管理支援事業概要
資料５　私債権等の管理支援の実施方針（案）
資料６　個人情報保護審議会への諮問資料</td></tr>
</table>

審　議　経　過

案件１：令和３年度　収納対策本部の年間スケジュール

（１）　案件の説明

本部と部会の開催日程について事務局から説明。

資料１　令和３年度年間スケジュール（案）収納対策本部の第１回日の日程について資料訂正、7 月 29 日ではなく 7 月 28 日が正当である。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

個人情報保護審議会への審問依頼と指名業者選定委員会への案件提出については、次の議題「私債権等管理支援事業について」の中で審議をするのか。

【事務局】

そのとおりである。

（３）　結論

令和３年度　収納対策本部のスケジュールについて一同了承。

案件２：私債権等管理支援事業について

（１）　案件の説明

資料３　私債権等管理支援事業の業務委託に係る事前調査結果、資料４　私債権等管理支援事業概要、資料 5　私債権等の管理支援の実施方針（案）、資料 6　個人情報保護審議会への諮問資料について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【西部生活福祉課長】

大口の場合は入金された段階で差押える必要がある。時間をかけていては１円も取れない。小口の場合、特に生活保護を受けている人は資力もないので、地道に返してもらうしかない。本当に取るのであれば法的手段しかない。

【部会長】

監査で指摘されているのは、目途がついていなくて時効になるまで放置していることである。滞納額をどのように減らしていくか、回収していくこと自体が難しいことも多いと思う。

事務局から説明のあったように債務者を類型化する。本当に悪質なケースは法的措置等含めてを令和５年度までの間に対応策を検討していくということではないか。

【西部生活福祉課長】

金額的に生活保護は多いので、委託料をかけても費用対効果が出ないのはまずいのではないか。また、不能欠損にできないものには、不公平感の問題もある。

【部会長】

不納欠損で落とすことも効果だと思っている。この委託を実施して主管課の判断がついた結果、不納欠損の実施により収入未済額が減少すればよいのではないか。

不公平感の問題で手をつけられない場合は、訴訟費用と回収額の費用対効果の問題で不能欠損を考えてみてはどうか。

委託の予算は３年間を想定しているが、令和４年度に目鼻が立てば、令和５年度は実施しなくてもよいのではないか。

今年度は、マニュアルを作成して、各主管課が債務者の類型化について法律事務所の支援を受けて課の方針を決める。年度末に開催される収納対策本部に諮り、令和４年度から方針に従って実施していくことができれば、それは委託の効果の一つではないか。

【西部生活福祉課長】

委託料をかける以上、成果を見せなければいけない。委託料をかけても収入未済額が減っていない場合のことも考えておく必要がある。

【部会長】

子育て支援課の児童扶養手当返還金は、16 人、3,245,410 円、1 人当たり約 20 万円となる。訴訟経費をかけても有効なのかということも、もう一度洗い出しをしてみてはどうか。

【事務局】

訴訟に着手してもらうことに問題はないと思う。後々、ノウハウとして主管課に蓄積されれば良いのではないかと思う。

【部会長】

収入未済額が減ったことだけが成果指標ではないと思う。

【子ども家庭部長】

資料４に「債権回収については委託を行わない。」とあるが督促業務を法律事務所名で行うと効果が上がった実績がある。

【事務局】

それについては必要に応じやっていければと思っている。

【子ども家庭部長】

個人情報保護審議会の資料にも、債権回収業務の委託について記載したほうがよい。

【部会長】

住宅課の住宅退去者原状回復経費の 2,167,501 円、18 人が目立つのだが、これは他に何か対応をしているのか。

【住宅課長】

単身者が死亡すると回収は難しい。住宅課は賃貸借契約に関する問題等については弁護士と顧問契約を結んでいる。

【部会長】

資料４については、意見があったので必要な修正をし、修正したものを委員に送付する。

個人情報保護審議会への諮問に際しては、生活福祉課長、子育て支援課長に当日の出席をお願いしたい。

法的措置は最後の手段として、そこにいたるまでの事案の整理とマニュアル作成を中心とした相談について、12 月からの 4 ヶ月間で行っていく。その結果、どういう

成果が出てくるのかを含めて当面３ヶ年の予定で実施をするが、いつまで継続をするかは、収納対策本部に諮る。
第２回の部会の開催は６月中旬を予定している。

以上をもって第１回の私債権検討部会を終了する。